

資料 1

令和 8 年 壱岐市議会定例会 9 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 3 9 号関係	
壱岐市印鑑条例新旧対照表	1
議案第 4 0 号関係	
壱岐市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表	3
議案第 4 1 号関係	
壱岐市税条例新旧対照表	4
議案第 4 2 号関係	
壱岐市犬取締条例新旧対照表	1 5
議案第 4 3 号関係	
壱岐市道路占用料徴収条例新旧対照表	1 7

壱岐市印鑑条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第4条まで (略) (登録印鑑の制限) 第5条 (略) 2 (略) 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の<u>外国人住民</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の<u>片仮名表記</u>又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 第6条から第11条まで (略) (印鑑登録の抹消) 第12条 (略) 2 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、職権で印鑑の登録を抹消する。この場合において、第2号又は第4号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、登録者にその旨を通知する。 (1) (略) (2) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の<u>片仮名表記</u>を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。	第1条から第4条まで (略) (登録印鑑の制限) 第5条 (略) 2 (略) 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の<u>外国人住民</u>(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されていない者を含む。)<u>が</u>住民票の備考欄に記録されている氏名の<u>カタカナ表記</u>又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 第6条から第11条まで (略) (印鑑登録の抹消) 第12条 (略) 2 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、職権で印鑑の登録を抹消する。この場合において、第2号又は第4号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、登録者にその旨を通知する。 (1) (略) (2) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の<u>カタカナ表記</u>を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。	

以 下 (略)	以 下 (略)	
---------	---------	--

老岐市認可地縁団体印鑑条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 (略) (登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び法第260条の10に規定する特別代理人(以下単に「特別代理人」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。) <u>第19条第1項第1号</u>へに規定する職務代行者 (2)・(3) (略) (登録の申請) 第3条 (略) 2 (略) 3 省令 <u>第19条第1項第1号</u>に規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 以下 (略)	第1条 (略) (登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び法第260条の10に規定する特別代理人(以下単に「特別代理人」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。) <u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)・(3) (略) (登録の申請) 第3条 (略) 2 (略) 3 省令 <u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 以下 (略)	

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
目次 (略) 第1条から第34条の6まで (略) (寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第34条の8から第36条まで (略) (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得	目次 (略) 第1条から第34条の6まで (略) (寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第34条の8から第36条まで (略) (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同	

金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が

じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2

133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合

号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4から第62まで (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2から第151条まで (略)

附 則

第1条から第5条まで (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4から第62まで (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2から第151条まで (略)

附 則

第1条から第5条まで (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条

択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条から第7条の3まで （略）

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法

中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条から第7条の3まで （略）

第7条の3の2 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法

附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5から第9条まで (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5から第9条まで (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3から第19条の2まで (略)

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第19条の2まで (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)
に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替

えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金

以 下 （略）	<u>額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 以 下 （略）	
----------------	---	--

壱岐市犬取締条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) 第3条 (略) (けい留の方法) 第4条 前条第1項第1号の規定によるけい留の方法は、飼い犬を丈夫な鎖若しくは綱でつなぎ、又は飼い犬をおり、さく若しくは隔壁の中に入れ、一定範囲にその行動を制限するものとする。 (措置命令) 第5条 (略) (畜犬指導員) 第6条 (略) (野犬の捕獲及び薬殺) 第7条 (略) (公示) 第8条 (略) (委任) 第9条 (略)	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) <u>市民等 市民、旅行者及び滞在者をいう。</u> 第3条 (略) <u>(不適切な給餌の禁止)</u> 第4条 <u>市民等は、周辺の生活環境を損なうおそれがあることを考慮し、野犬にむやみに給餌してはならない。</u> (けい留の方法) 第5条 第3条第1項第1号の規定によるけい留の方法は、飼い犬を丈夫な鎖若しくは綱でつなぎ、又は飼い犬をおり、さく若しくは隔壁の中に入れ、一定範囲にその行動を制限するものとする。 (措置命令) 第6条 (略) (畜犬指導員) 第7条 (略) (野犬の捕獲及び薬殺) 第8条 (略) (公示) 第9条 (略) (委任) 第10条 (略)	

(罰則) <u>第10条</u> <u>第5条</u>に規定する措置命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。 以 下 (略)	(罰則) <u>第11条</u> <u>第6条</u>に規定する措置命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。 以 下 (略)	
--	--	--

売岐市道路占用料徴収条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則（略） 別表（第2条関係）				本則及び附則（略） 別表（第2条関係）				
占用物件		占用料		占用物件		占用料		
		単位	金額			単位	金額	
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	430	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	530	
第1項第1	第2種電柱		670	第1項第1	第2種電柱		810	
号に掲げる	第3種電柱		900	号に掲げる	第3種電柱		1,100	
工作物	第1種電話柱		390	工作物	第1種電話柱		470	
	第2種電話柱		620		第2種電話柱		750	
	第3種電話柱	850	第3種電話柱		1,000			
	その他の柱類	39	その他の柱類		47			
共架電線その他上空		長さ1メートル	4	共架電線その他上空		長さ1メートル	5	
に設ける線類		につき1年		に設ける線類		につき1年		
地下に設ける電線そ			2	地下に設ける電線そ			3	
の他の線類				の他の線類				
路上に設ける変圧器		1個につき1年	380	路上に設ける変圧器		1個につき1年	460	
地下に設ける変圧器		占用面積1平方	230	地下に設ける変圧器		占用面積1平方	280	
		メートルにつき				メートルにつき		
		1年				1年		
変圧塔その他これに		1個につき1年	780	変圧塔その他これに		1個につき1年	940	
類するもの及び公衆				類するもの及び公衆				
電話所				電話所				
郵便差出箱及び信書			330	郵便差出箱及び信書			390	
便差出箱				便差出箱				
広告塔		表示面積1平方	590	広告塔		表示面積1平方	580	

		メートルにつき	
		1年	
	その他のもの	占用面積1平方	780
		メートルにつき	
		1年	
第32条第1項第2号	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230

		メートルにつき	
		1年	
	その他のもの	占用面積1平方	940
		メートルにつき	
		1年	
法第32条第1項第2号	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20
に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		280

				外径が1メートル以上のもの		470					外径が1メートル以上のもの		560
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの長さ1メートルにつき1年		2		法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年		3	
					8							9	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		620				道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		750	
		その他のもの	上空に設けるものの 占用面積1平方メートルにつき1年		390				その他のもの	上空に設けるものの 占用面積1平方メートルにつき1年		470	
			地下に設けるものの 占用面積1平方メートルにつき1年		230					地下に設けるものの		280	

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき	7 8 0
		1 年	
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき	7 8 0
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下階数が 1 のもの	1 年	A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額
	街 及 の		
	び 地階数が 2 のもの		A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額
	下室 の		A に 0. 0 0 7 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	
	上空に設ける通路		2 9 0
	地下に設ける通路		1 8 0
	その他のもの		7 8 0
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき	6
	その他のもの	1 日	
		占用面積 1 平方メートルにつき	5 9
		1 月	
第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（一時的に設けるもの）	表示面積 1 平方メートルにつき	5 9
	一 ち	1 月	
	であ	表示面積 1 平方メートルにつき	5 9 0
	る も		
	の を	1 年	
	除く。）		

	その他のもの		9 4 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき	9 4 0
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下階数が 1 のもの	1 年	A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額
	街 及 の		
	び 地階数が 2 のもの		A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額
	下室 の		A に 0. 0 0 8 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	
	上空に設ける通路		2 9 0
	地下に設ける通路		1 8 0
	その他のもの		9 4 0
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき	6
	その他のもの	1 日	
		占用面積 1 平方メートルにつき	5 8
		1 月	
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（一時的に設けるもの）	表示面積 1 平方メートルにつき	5 8
	一 ち	1 月	
	であ	表示面積 1 平方メートルにつき	5 8 0
	る も		
	の を	1 年	
	除く。）		

標識		1本につき1年	620
旗ざ	祭礼、縁日その	1本につき1日	6
お	他の催しに際		
	し、一時的に設		
	けるもの		
	その他のもの	1本につき1月	59
幕	祭礼、縁日その	その面積1平方	6
(第	他の催しに際	メートルにつき	
7条	し、一時的に設	1日	
第4	けるもの		
号に	その他のもの	その面積1平方	59
掲げ		メートルにつき	
る工		1月	
事用			
施設			
であ			
るも			
のを			
除			
く。)			
ア一	車道を横断す	1基につき1月	590
チ	るもの		
	その他のもの		290
第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	780
第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき	Aに0.031を
		1年	乗じて得た額
第7条第4号に掲げる工事用施		占用面積1平方	59

標識		1本につき1年	750
旗ざ	祭礼、縁日その	1本につき1日	6
お	他の催しに際		
	し、一時的に設		
	けるもの		
	その他のもの	1本につき1月	58
幕(令	祭礼、縁日その	その面積1平方	6
第7	他の催しに際	メートルにつき	
条第	し、一時的に設	1日	
4号	けるもの		
に掲	その他のもの	その面積1平方	58
げる		メートルにつき	
工事		1月	
用施			
設で			
ある			
もの			
を除			
く。)			
ア一	車道を横断す	1基につき1月	580
チ	るもの		
	その他のもの		290
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	940
令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき	Aに0.034を
		1年	乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用		占用面積1平方	58

設及び同条第5号に掲げる工事		メートルにつき	
用材料		1月	
第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			7 8
第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下1年	占用面積1平方メートルにつき	Aに0.017を乗じて得た額
	(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
	(トンネルの地下階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	上の階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	地下を除く。)に設けるもの		
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額

施設及び同条第5号に掲げる工事		メートルにつき	
用材料		1月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			9 4
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下1年	占用面積1平方メートルにつき	Aに0.018を乗じて得た額
	(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	地下階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
	(トンネルの地下階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	上の階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	地下を除く。)に設けるもの		
	その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額
	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満

であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

以下（略）

であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

以下（略）

令和8年度9月補正予算（案）概要

1. 各	会	計	予	算	額	一	覧	1
2. 9	月	補	正	予	算	の	主	要
3. 繰		越		明		許	費	8
4. 参		考		資		料		9~13



堺 岐 市

令和8年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一 般 会 計		25,029,025	219,949	25,248,974
特別会計	国民健康保険事業特別会計	3,214,387		3,214,387
	後期高齢者医療事業特別会計	468,286		468,286
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	94,902	3,939,071
		介護サービス事業勘定		20,486
		計	94,902	3,959,557
	三島航路事業特別会計	148,182		148,182
	農業機械銀行特別会計	148,872		148,872
	合 計	7,844,382	94,902	7,939,284
一般会計、特別会計の合計		32,873,407	314,851	33,188,258

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	745,989		745,989
	収益的支出	888,188		888,188
	資本的收入	322,673		322,673
	資本的支出	579,239		579,239
下水道事業会計	収益的收入	384,332	20	384,352
	収益的支出	377,701	1,247	378,948
	資本的收入	173,086		173,086
	資本的支出	237,676		237,676

令和8年度9月補正予算の主要事業

【吉野市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 （政策）（主要施策）	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	85,836	1,700	87,536	0	0	0	0	1,700	2-1 持続可能なコミュニティの形成	87 まち協や民間組織との一層の連携促進による持続可能なまちづくり		●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、香枝市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための組織としてまちづくり協議会を設置し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。 ●事業内容 武生水地域のまちづくり協議会設置へ向け、新たに集落支援員を設置する。 ・集落支援員設置業務 1,700千円	地域共創課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	空家等対策費	6,867	17,995	24,862	4,750	0	0	0	13,245	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進		●事業の背景・目的等 周辺関係者等に危害を与える恐れがある管理不全な空き家の所有者や相続人に対して助言・指導を行うとともに、必要な対策を講じることで危険家屋の解消に努める。 ●事業内容 ①相続人不存在となった空き家及び財産の処分 相続財産清算人選任手数料（1件） 4,520千円 ・予納金 1,000千円 ・空き家解体費用 3,520千円 ②空き家特別措置法第22条第9項に基づく行政代執行 空き家解体費用（1件） 13,475千円 ※歳入予算(財源)については、現計予算との差額を計上	建設課 P20～21
	外部人材活用推進事業（一緒に推進課）	12,617	▲ 4,891	7,726	0	0	0	0	▲ 4,891	4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創造と地域創生	1 多様な交流による関係人口の拡大	70 離島初の大学誘致への挑戦	●事業の背景・目的等 香枝新時代プロジェクトおよび地方創生SDGsの推進には、地域、行政、エンゲージメントパートナーなど様々な関係者間の連携、共創が重要成功要因となる。本市の官民連携中間支援組織である一般社団法人香枝みらい創りサイトに、民間人材を登用し、機能強化を図ることで、重点施策の推進力を高める。 ●事業内容 外部専門人材を招聘し、複雑多様化する行政課題に取り組む。招聘先との協議において事業内容の見直しが生じたため、事業費の組み替えを行う。 ①地域活性化起業人（派遣型） 2人⇒1人（▲5,900千円） ②地域活性化起業人（副業型） 0人⇒1人（+1,009千円）	一緒に推進課 P20～21

令和8年度9月補正予算の主要事業

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 （政策）（主要施策）		100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属
					特定財源					（政策）	（主要施策）				予算書 ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	再生エネルギー・水 素実用化実証事業	320,296	763	321,059	0	0	0	0	763	4-2 再生可能 エネル ギーを 活かした地 域振興	1 再生可能 エネル ギーの開 発及び活 用推進			●事業の背景・目的等 既に危機的な状況にある気候変動対策として、本市においても地域脱炭素実 現のために再生可能エネルギーの有効利用・導入拡大が必要であり、再エネと 電力貯蔵システムを組合せたR E水素システムの取り組みを推進する。 ●事業内容 R E水素システムの水素関連設備（電力機器）に度々不具合が発生し、実証 試験の継続に影響が生じているため、原因の特定と対応措置により、実証試験 の安定・継続を図る。 ・機器検査業務	地域共創課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	地域情報通信推進事 業費	382,850	10,765	393,615	0	0	0	0	10,765	5-2 情報基盤 の整備と ICTを活 かしたま ちづくり	2 ICTを活 用したま ちづくり	97 市民皆機 も職員も 便利にな る自治体 デジタル 化の推進		●事業の背景・目的等 ケーブルテレビ事業のサービス提供により、地上波テレビの離視聴地域の解 消を図るとともに、高速インターネット環境の整備による情報格差の是正、地 域密着型のコミュニティ情報の配信及び災害時における住民への迅速かつ確実 な緊急情報の伝達を目的とする。 ●事業内容 ① 光ケーブル修繕料（鳥獣風水害）：2,955千円 頻発する光ケーブルの鳥獣害、被害への対応による増額。 ② CATV加入者宅用D-ONU購入費：7,810千円 ケーブルテレビのサービス利用宅に設置するD-ONU（光回線終端装置）の新 規設置・不具合・故障に対し、迅速かつ確実に対応するため、必要となる数量 を追加する。	一緒に推進課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 13 物価高騰対応重点支援事 業費	重点支援事業費（商 工振興課）	0	3,989	3,989	3,989	0	0	0	0				●	●事業の背景・目的等 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支 援を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図る。 ●事業内容 ＜物価高騰対応重点支援交付金事業＞ ①貨物航路運送支援事業 1,087千円 市民生活に欠かすことのできない物資輸送などの重要な役割を担っている航 路運送事業者への支援。 ・補助金 1,087千円（県の1/4）×1隻 ②焼酎麦価格高騰対策支援事業 2,899千円 地場産である焼酎蔵の事業の安定・継続を図るため、原材料となる粳岐産 大麦の購入費（価格高騰分）に対する支援。 ・価格高騰 7円/kg（R7/R6比較） ・年間購入予定数量 414,200kg ・補助金 7円×414,200kg＝2,899千円 ③事務費 振込手数料 3千円	商工振興課 P20～23

令和8年度9月補正予算の主要事業

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 （政策）（主要施策）	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
3 民生費 1 社会福祉費 3 老人福祉費	老人クラブ事業費	7,092	200	7,292	0	200	0	0	0	2-4 高齢者福祉の充実	1 社会参加 の充実	60 健康でい るための 高齢者ス ポーツの 環境整備	●事業の背景・目的等 明るい長寿社会の実現と高齢者の保健福祉の向上を目指し、老人クラブ活動等のより一層の活性化を図るため、老人クラブが行う高齢者自らの生きがい、健康づくりや社会活動を支援する。 ●事業内容 いきいきシニア活躍応援事業 社会参加促進のための行事開催に係る費用の支援 事業費 200千円×10/10（県:10/10）	長寿支援課 P26～27
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	石田こども園費	89,229	5,228	94,457	0	0	3,800	0	1,428	3-1 結婚・子 育て環境 の充実	4 幼児教育・保育サービスの充実		●事業の背景・目的等 幼児教育・保育の新たなニーズに対応した環境や地域全体で子どもを育てるための支援体制の構築に努め、不安なく安心して楽しく子育てができるとともに成長に応じた質の高い学びの環境を提供し、幼児教育・保育サービスの充実を図る。 ●事業内容 幼稚園再編（那賀・田河幼稚園統合）に伴う給食提供への対応として、石田こども園の調理室設備を拡充し、幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、より効率的な運営と子育て支援体制の充実に取り組む。 ・石田こども園調理室（設備機器）改修及び食器購入	子育て支援課 P32～33
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	塵芥処理費	434,978	8,886	443,864	0	0	0	0	8,886	5-1 循環型社会の構築	2 廃棄物の適切な処理		●事業の背景・目的等 一般廃棄物の収集運搬と適切な処理に努めるため、施設の適正な稼働および機器の保守管理を実施し、循環型社会の形成に寄与する。 ●事業内容 中東情勢の影響等によるナフサ不足や物価高騰等により、指定ごみ袋の原料である原反ロール価格が高騰したことで、年間必要枚数が確保できないため増額する。 ・ごみ袋製作業務（可憐大） 必要枚数(50万枚)－当初予算製作枚数(32万枚)＝不足枚数(18万枚) R7製作単価 34.77/枚 → R8不足分製作予定単価 49.37/枚 18万枚×49.37円＝8,886千円	環境衛生課 P36～37
4 衛生費 2 清掃費 3 し尿処理費	勝本自給肥料供給センター費	63,743	3,350	67,093	0	0	0	0	3,350	5-1 循環型社会の構築	2 廃棄物の適切な処理		●事業の背景・目的等 家畜尿・生ゴミ・焼酎粕等を原材料として液肥を製造しリサイクルに努めるため、施設の適正な稼働および機器の保守管理を実施し、循環型社会の形成に寄与する。 ●事業内容 生ゴミ前処理施設インバータおよび成熟槽制御盤内シーケンサーが故障し、液肥製造に支障が生じているため機器の修繕を行う。 ・生ゴミ前処理施設インバータ修繕 2,837千円 ・成熟槽制御盤内シーケンサー修繕 513千円	環境衛生課 P36～37

令和8年度9月補正予算の主要事業

【吉岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 （政策）（主要施策）	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	畜産事業費	7,800	791	8,591	0	729	0	0	62	1-1 農林業の 振興	2 経営力の 強化	1 吉岐牛の 販路拡大 と仔牛価 格下落に 対する国 県市連携 の補助	●事業の背景・目的等 畜産農家の経営基盤強化と吉岐牛の産地維持・拡大に努め、地域農業の振興を図る。 ●事業内容 ①放牧による労働力の削減や飼料コスト低減のため、牧欄等の放牧整備に必要な経費を支援する。 ＜新たな放牧体系確立促進事業＞ （放牧資機材導入に対する支援） ○補助対象：個人1件、法人1件 ○補助対象事業費 1,458千円 ○負担割合：県1/2 ○市事業費：729千円（1,458千円×1/2（県） ※市負担なし ②補助金返還 62千円 過年度導入牛（補助事業）の処分による補助金返還（2件）	農林課 P40～41
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	港湾管理費	63,993	12,688	76,681	0	0	12,600	0	88	5-4 社会基盤 の再生と 有効活用	1 社会基盤 の整備・ 維持管 理・長寿 命化の推 進	28 港を核と したまち の魅力化 向上	●事業の背景・目的等 県営港湾の適正な維持管理を実施することで、施設利用者の安全性・快適性の確保に努める。 ●事業内容 県営事業（港湾整備）に対する地元負担金 ・郷ノ浦港（物揚場） 県営事業費の25％負担 ・勝本港海岸 県営事業費の5％負担	水産課 P44～45
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	住宅建設費	110,099	11,954	122,053	▲ 14,118	0	26,000	0	72	5-4 社会基盤 の再生と 有効活用	1 社会基盤 の整備・ 維持管 理・長寿 命化の推 進		●事業の背景・目的等 吉岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき住戸改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅の有効活用を図る。 ●事業内容 公営住宅等改善事業（お茶屋敷団地改修事業） 国の「公共建築工事共通費積算基準」・「公共建築工事標準単価積算基準」の大幅な見直しに伴い、長崎県の基準が令和8年7月に改訂されたことによる改修工事費不足分の増額、および国費交付決定による財源調整。 ・改修工事費 一式（積算基準見直しによる改訂差額分）	建設課 P44～45

令和8年度9月補正予算の主要事業

【吉岐市総合計画（第4次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 （政策）（主要施策）	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団運営費	86,417	240	86,657	0	0	0	167	73	5-5 防災・危機 管理体制の 強化	4 危機管理 体制の充 実・強化		●事業の背景・目的等 地域防災のリーダーである消防団員の装備拡充を図るため、消防団員安全装備 品整備事業を活用し、団員用レインコートを年次的に整備する。 ●事業内容 団員用レインコート一式（消防団員安全装備品整備等助成金）	消防本部 P44～45
9 教育費 2 小学校費 1 学校管理費	小学校管理費	319,486	363	319,849	0	0	0	0	363	3-2 学校教育 の充実	4 教育環境 の整備		●事業の背景・目的等 児童の健やかな成長と安全・安心な学校生活が送れるように円滑で適正な学 校運営と学校教育の充実を図る。 ●事業内容 各小学校（18校）において実施していた就学時健康診断を市内4ヶ所に集約す ることで、学校医・学校歯科医の負担軽減と保護者の利便性向上を図る。 ・健診業務 一式	教育総務課 P48～49
9 教育費 6 保健体育費 1 保健体育総務費	体育施設管理費（文 化スポーツ振興課）	50,287	754	51,041	0	0	0	0	754	3-3 社会教 育・ス ポーツ の充実	2 文化・ス ポーツ活 動支援		●事業の背景・目的等 施設・設備の長寿命化と適正な維持管理に努め、利用者の利便性・快適性を 図る。 ●事業内容 旧沼津中学校のナイター設備は、腐食が進み危険な状況であり、分電盤も故 障し使用できない。地元公民館から撤去の要望もあるため、ナイター設備を撤 去し安全を確保する。	文化スポーツ 振興課 P52～53

令和8年度9月補正予算の主要事業

【吉岐市総合計画（第4次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 （政策）（主要施策）	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
9 教育費 6 保健体育費 1 保健体育総務費	石田スポーツセン ター管理費	14,708	1,713	16,421	0	0	0	0	1,713	3-3 社会教 育・ス ポーツ の充実 5-5 防災・危 機管理体 制の強化	2 文化・ス ポーツ活 動支援 4 危機管理 体制の充 実・強化		●事業の背景・目的等 施設・設備の長寿命化を図るとともに、指定避難所としての機能向上によ り、利用者の利便性・快適性向上のため計画的な改修を実施する。 ●事業内容 ファウンテックアリーナ（石田スポーツセンター）の長寿命化と環境整備・ 機能向上のため改修工事の設計を行う。 ・大規模改修設計業務 一式（空調設備・照明設備改修）	文化スポーツ 振興課 P52～53
10 災害復旧費 1 農林水産施設災害復旧費 1 農地及び農業用施設災害 復旧費	農地及び農業用施設 災害復旧事業費（現 年災）	4,416	133,473	137,889	0	96,150	6,800	13,200	17,323				●事業の背景・目的等 令和8年6月に発生した大雨災害により被災した農地・農業用施設の復旧を行 う。 ●事業内容 測量設計・復旧工事・その他（崩土除去等） ○補助災害 ①農地 14地区 ②農業用施設 9地区 ○単独災害 ①小災害（崩土除去等）17地区	農林課 P52～53
10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復 旧事業費（現年災単 独）	2,059	21,500	23,559	0	0	21,500	0	0				●事業の背景・目的等 令和8年7月に発生した大雨災害により被災した公共土木施設の復旧を行う。 ●事業内容 復旧工事・その他（崩土除去等） ○単独災害 ①道路災害 6箇所 ②河川災害 1箇所 ③崩土除去等 36箇所	建設課 P52～53

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	35,000	R9.6.30	①1級市道錦線（南工区） 当該路線は幅員が狭く通行止めも困難で民地を利用する必要があり、隣接農地の地権者とも協議したところ、耕作物収穫後の着工を求められ、工事の着手が遅れることとなったため。
			25,000	R9.6.30	②2級市道左京鼻線（諸吉本村工区） 物件移転において、物件所有者が島外で立会までに不測の日数を要したため。
			20,000	R9.6.30	③2級市道仁駄橋線（志原南工区） 本工事に伴い長崎県公安委員会との協議により、計画の一部修正が生じるなど、不測の日数を要したため。
			100		関連事務費
		道路改良費（起債）	35,000	R9.5.31	①1級市道住吉船橋線 県営事業である木田地区農地基盤整備事業（圃場整備）と併せて実施する事業であり、県営事業の遅れにより本工事の工程にも影響が生じることとなり、不測の日数を要したため。
			100		関連事務費
9 教育費	3 中学校費	スクールバス購入事業	17,956	R10.3.18	大型車両となることから受注後の生産となり、納車までに期間を要するため。
	5 社会教育費	杵岐文化ホール施設整備事業	21,181	R9.6.30	本事業は国の社会資本整備総合交付金を活用しており、国・県との協議に不測の日数を要したため。
合 計			154,337		

令和 8 年度予算 参考資料

(9 月補正予算)

基本目標5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

空家等対策費

建設課



(単位:千円)

特定空家に認定された危険な空き家への対応

- ①相続財産清算制度を活用し、周辺住民に危害を及ぼす可能性が高い相続人不存在となった危険な空き家に対し、土地・建物等の財産の処分を行う。
- ②行政代執行法に基づき、周辺住民に危害を及ぼす可能性が高い危険な空き家に対し、市が強制的に除却を行う。

予算額		17, 995
財 源 内 訳	国庫支出金	4, 750
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	13, 245
備考		

＜全体事業費＞ 17, 995千円

①相続財産清算制度予納金(建物解体費含む) 4, 520千円

市が家庭裁判所に相続財産清算制度の申立てを行い、予納金(解体費用含む。)を納める。家庭裁判所は、相続財産清算人を選任し、財産の処分を行う。 予納金1, 000千円、解体費用3, 520千円

※相続財産清算制度は、身寄りが全くない場合や相続人全員が相続放棄した場合に、家庭裁判所が「相続財産清算人」を選任して、亡くなった方(被相続人)の遺産を整理・清算する仕組み。

②行政代執行による解体工事費 13, 475千円

所有者(相続人)が対応しない、道路に面し、周辺住民に危害を及ぼす可能性が極めて高い危険な空き家を行政代執行法に基づき、市が強制的に除却を行う。執行費用は、所有者(相続人)に対し全額請求し、土地の差し押さえ等を含めた厳正な費用回収手続きを進める。 解体費用13, 475千円



基本目標1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島

新規

- ① 壱岐市貨物航路運送支援事業
- ② 壱岐市焼酎麦価格高騰対策支援事業

商工振興課



(単位:千円)

①航路運送事業者は、生活必需品をはじめ医療用酸素等の生命にもかかわる物資の輸送など、市民生活に欠かすことのできない重要な役割を担っているが、燃料価格等の高止まりに加え物価・人件費高騰により経営が厳しい状況であることから、市内の物流維持・継続のため補助金を支給する。

・対象事業者

壱岐市内に本社又は支店・営業所を有し、壱岐市内で航路運送事業を営業しており、生活物資を輸送する事業者。

・対象

RORO船 1隻×1,087,000円(県の1/4)

・事業費

1,090,000円

補助金 1,087,000円
事務費 3,000円

・期間

令和8年9月以降



②壱岐市の重要な地場産業である壱岐焼酎の原材料について高止まりが続いていることから、蔵元の事業継続の一助となるよう壱岐産麦の高騰分の一部を支援する。

・対象事業者

市内に製造蔵を有する焼酎メーカーが加盟する酒造協同組合

・対象

令和7年10月～令和8年9月までに購入した原料の壱岐産大麦についてその高騰部分

・事業費

補助金 2,899,000円

【壱岐産麦】年間購入量 414,200kg

R7年産大麦購入単価 103.0円/kg

R6年産大麦購入単価 96.0円/kg 差額 7円/kg

$414,200\text{kg} \times 7\text{円} \div 2,899,000\text{円}$

・期間

令和8年9月以降



予算額		3, 989
財源内訳	国庫支出金	3, 989
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	0
備考		

幼保連携推進事業

子育て支援課
教育総務課

(単位:千円)

子ども・子育て会議における「壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方について」の答申に沿って、幼稚園、保育所の統合と認定こども園の開設を段階的に行うこととしている。

現在、教育委員会において、田河幼稚園と那賀幼稚園の統合に向けた取組を進めており、統合する園において、令和9年4月から土曜日預かり保育の実施及び給食の提供を行う予定である。給食の提供については石田こども園から配送することとし、石田こども園調理室の設備改修を行うことで、幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、より効率的な運営と子育て支援体制の充実を図る。

予算額		5,228
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	3,800
	その他	0
	一般財源	1,428
備考		

- ・石田こども園調理室の設備改修

- ・配送用食缶購入

●保育所費(石田こども園) 5,228千円

- ・工事請負費 4,870千円

- ・備品購入費 358千円

《石田こども園調理室で調理》



搬入



回収

《統合後の幼稚園へ搬入》



その他補正予算関連事業

①ごみ袋製作業務 ②災害復旧事業

環境衛生課
農 林 課
建 設 課

①ごみ袋製作業務【環境衛生課】

中東情勢の影響によるナフサ不足や物価高騰等により、指定ごみ袋の原料である原反ロール価格が高騰したことで、年間必要枚数が確保できないため増額する。

○事業内容

ごみ袋製作業務(可燃大)

必要枚数(50万枚)－当初予算製作枚数(32万枚)

＝不足枚数(18万枚)

R7製作単価 34.77円/枚

↓

R8不足分製作予定単価

49.37円/枚

○事業費

18万枚×49.37円＝8,886千円

予算額		8,886
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	8,886
備考		

②災害復旧事業【農林課・建設課】

令和8年6～7月に発生した大雨災害により被災した農地・農業用施設及び公共土木施設の復旧を行う。

○農地・農業用施設【農林課】

・補助災害 農地14地区、農業用施設9地区

・単独災害 小災害(崩土除去等)17地区

予算額		133,473
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	96,150
	地方債	6,800
	その他	13,200
	一般財源	17,323
備考		



○公共土木施設【建設課】

・単独災害 道路災害6箇所、河川災害1箇所

崩土除去等36箇所

予算額		21,500
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	21,500
	その他	0
	一般財源	0
備考		



令和 7 年度

各 会 計 決 算 概 要

1. 健全化判断比率等の概要について	1 ～ 2
2. 令和 7 年度実質収支に関する調書	3 ～ 4
3. 令和 7 年度普通会計決算状況カード	5 ～ 6
4. 令和 7 年度における主要施策の成果説明	7 ～ 2 6
5. 令和 7 年度地方消費税交付金（社会保障 財源化分）及び入湯税が充てられる経費	2 7



壱 岐 市

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均})} \\ &\quad \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業)＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業)＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

令和7年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		一般会計	国民健康保険事業特別会計		後期高齢者医療 事業特別会計
			事業勘定	直営診療施設勘定	
1 歳 入 総 額		25,946,505	3,199,032	49,196	451,254
2 歳 出 総 額		24,957,846	3,159,371	49,196	443,626
3 歳 入 歳 出 差 引 額		988,659	39,661	0	7,628
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額	299,770			
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	299,770	0	0	0
5 実 質 収 支 額		688,889	39,661	0	7,628
6 実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金					

区 分		会 計 名			
		介護保険事業特別会計		三島航路事業 特別会計	農業機械銀行 特別会計
		介護保険事業勘定	介護サービス事業勘定		
1 歳 入 総 額		3,980,532	35,616	143,083	160,049
2 歳 出 総 額		3,753,010	17,933	143,083	142,421
3 歳 入 歳 出 差 引 額		227,522	17,683	0	17,628
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0	0	0	0
5 実 質 収 支 額		227,522	17,683	0	17,628
6 実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金					

令和 7 年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		特別会計合計	一般会計、特別会計合計
1 歳 入 総 額		8,018,762	33,965,267
2 歳 出 総 額		7,708,640	32,666,486
3 歳 入 歳 出 差 引 額		310,122	1,298,781
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	299,770
	(3) 事故繰越繰越額	0	0
	計	0	299,770
5 実 質 収 支 額		310,122	999,011
6 実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金		0	0

令和7年度決算状況

令和7年度決算状況				都道府 県 名	長崎県	コード番号	422100	市町村類型	I-1		
						ふりがな 市町名	いきし 壱岐市	2年度交付税 種 地 区 分	種 地 1-1		
人 口				面 積	人口密度	人口集中地区 人口 (人)	産 業 構 造				
国 調	2年		24,948 人	km ² 139.42	人/km ² 178.94		就 業 人 口	2年 国調	第 1 次	第 2 次	第 3 次
	27年		27,103 人						人	人	人
	22年		29,377 人						1,933	1,731	7,741
	増減率		△ 7.9 % △ 7.7 %	%	%				%		
住 民 基 本 台 帳	R8.1.1		23,222 人	市町村の沿革(合併状況) 平成16年3月1日、次の4町の新設合併により 市制施行 郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町				27年 国調	%	%	%
	R7.1.1		23,736 人						16.9	15.2	67.9
				令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	区 分	指 標 等	指定団体等の状況			
1 歳 入 総 額 A				千円 26,021,488	千円 24,683,036	基準財政 需 要 額	千円 12,026,409	・ 財政再建			
2 歳 出 総 額 B				25,015,201	23,706,650	基準財政 収 入 額	千円 2,707,003	・ 不交付			
3 歳入歳出差引額 A-B C				1,006,287	976,386	標準財政規模	千円 12,649,667	・ 低開発			
4 翌年度に繰り越すべき財源 D				299,770	199,404	財政力指数	0.223	・ 農工			
5 実 質 収 支 C-D E				ア 706,517	ア 776,982	経常収支 比 率	※(96.2) % 96.2	・ 産炭			
実 質 収 支 比 率				5.59 %	6.19 %	公債費比率	— %	・ 法適過疎			
6 単 年 度 収 支 F				ア-イ △ 70,465	ア-イ 234,305	債務負担行為を 含む公債費比率	— %	・ 県単過疎			
7 積 立 金 G				262,461	273,040	起 債 制限比率	— %	・ 離島 (<u>全域</u> ・一部)			
						積立金現在高	千円 8,171,344	・ 辺地 (<u>全域</u> ・一部)			
8 繰 上 償 還 金 H				0	0	内 訳 財調基金	1,428,578	・ 半島地域			
						減債基金	964,502	・ テクノ			
9 積立金とりぐずし額 I				600,000	350,000	その他	5,778,264	事務の共同 処理の状況			
10 実 質 単 年 度 収 支 F+G+H-I J				△ 408,004	157,345	地方債現在高	千円 21,665,538	・ 消防			
収 益 事 業 収 入 額						債務負担行為額	千円 881,064	・ ごみ処理			
徴 税 費 率				9.3	6.3	<財政健全化指標> 実質赤字比率	— %	・ し尿処理			
						連結実質赤字比率	—	・ 介護保険			
						実質公債費比率	8.9	・ 小学校関係			
						将来負担比率	27.1	・ 中学校関係			
一 般 職 員 等 (普 通 会 計) R8.4.1現在						特 別 職 員					
区 分		職員数 A	給料月額 B	一人当り支給 月額 B/A	区 分		改定実施 年 月 日	給料(報酬)月額			
		人	千円	円				千円			
一 般 職 員		284	93,108	327,845	市 町 長		R6.4.1	820 (1人)			
技能労務職員		1	321	321,000	副 市 町 長		R6.4.1	656 (1人)			
教育公務員		19	7,113	374,368	教 育 長		R6.4.1	594 (1人)			
消 防 職 員		62	19,553	315,371	議 会 議 長		R6.4.1	400 (1人)			
臨 時 職 員					議 会 副 議 長		R6.4.1	350 (1人)			
					議 会 議 員		R6.4.1	320 (14人)			
合 計		366	120,095	328,128							
公 営 事 業 等 の 状 況	事 業 名	法適用 の有無	収 支 額	普通会計か らの繰入額	事 業 名	法適用 の有無	収 支 額	普通会計か らの繰入額			
			千円	千円			千円	千円			
	国民(事業勘定)	有(<u>無</u>)	39,661	334,112	下水道(公共下水)	(有)・無	△ 14,851	110,083			
	国保(直診勘定)	有(<u>無</u>)	0	36,799	下水道(漁業集落)	(有)・無	4,774	92,284			
	後期高齢者医療事業	有(<u>無</u>)	7,628	143,045	三 島 航 路 事 業	有(<u>無</u>)	0	53,353			
	介護保険(保険勘定)	有(<u>無</u>)	227,522	585,956	水 道 事 業	(有)・無	△ 78,390	221,800			
	〃 (介護サービス勘定)	有(<u>無</u>)	17,683	0							

※「経常収支比率」欄の上段()は、減税補てん債及び臨時財政対策債を計算式の分母から除いた比率

令和7年度決算状況

令和7年度決算状況					都道府県名	長崎県	市町名	吉 岐 市		類型	I - 1
歳 入					性 質 別 歳 出						経常収支
区 分	決 算 額	構成比	増減率	税 等	区 分	決 算 額	構成比	増減率	税 等	比 率	
	千円	%	%	千円		千円	%	%	千円	%	
地 方 税	2,315,746	8.9	3.9	2,315,746	人 件 費	4,593,911	18.4	6.5	4,103,065	31.5	
地 方 譲 与 税	297,005	1.1	1.3	297,005	うち職員給与	2,852,946	11.4	4.8	2,501,894		
利 子 割 交 付 金	4,162	0.0	301.0	4,162	物 件 費	3,670,622	14.7	6.6	2,182,954	14.5	
配 当 割 交 付 金	11,085	0.0	△ 5.5	11,085	維 持 補 修 費	294,380	1.2	△ 0.8	159,648	0.0	
株式譲渡所得割交付金	20,571	0.1	16.7	20,571	扶 助 費	3,199,097	12.8	△ 1.0	1,006,989	7.0	
地方消費税交付金	678,777	2.6	8.0	678,777	補 助 費 等	4,058,528	16.2	△ 0.2	2,243,539	10.7	
ゴルフ場利用税交付金	1,664	0.0	△ 8.5	1,664	公 債 費	3,261,447	13.0	6.6	3,213,272	23.2	
法人事業税交付金	40,230	0.2	△ 3.9	40,230	内元利償還金	3,260,664	13.0	6.6	3,212,489	23.2	
自動車取得税交付金		0.0	—		一時借入金利息	783	0.0	100.3	783	0.0	
自動車税環境性能割交付金	25,324	0.1	△ 1.9	25,324	積 立 金	1,081,314	4.3	△ 9.0	318,195		
地 方 交 付 税	10,351,000	39.8	0.9	10,351,000	投 出 資 金・貸 付 金	30,000	0.1	△ 0.9	30,000	0.0	
内 普 通	9,319,406	35.8	0.6	9,319,406	繰 出 金	1,568,525	6.3	△ 0.3	1,268,109	9.3	
特 別	1,031,594	4.0	3.7	1,031,594	前年度繰上充用金						
地方特例交付金	7,916	0.0	△ 91.5	7,916	小 計	21,757,824	87.0	2.6	14,525,771	96.2	
小 計（一般財源）	13,753,480	52.8	1.1	13,753,480	投 資 的 経 費	3,257,377	13.0	30.0	455,188		
交通安全交付金	2,912	0.0	△ 4.9	2,912	うち人件費	24,021	0.1	6.6	24,021		
分担金・負担金	177,153	0.7	△ 1.1	5	普通建設事業費	2,972,841	11.9	24.8	356,394	経常一般財源(歳入)	
使用料	283,378	1.1	△ 2.1	10,584	内 補 助	1,464,430	5.9	79.7	20,496	千円	
手数料	207,209	0.8	△ 6.6		内 単 独	1,508,411	6.0	△ 3.7	335,898	12,716,512	
国庫支出金	2,939,346	11.3	4.7	242,300	災害復旧事業費	284,536	1.1	129.2	98,794	経常一般財源(歳出)	
国有提供交付金		0.0	—		失業対策事業費					千円	
都道府県支出金	2,293,857	8.8	22.9	53,136						12,232,216	
財産収入	74,612	0.3	△ 7.6	335							
寄 附 金	771,796	3.0	△ 8.3	255							
繰 入 金	2,271,803	8.7	29.3	900,000							
繰越金	976,386	3.7	57.3	927,107							
諸 収 入	407,856	1.6	41.8	96,934							
地 方 債	1,861,700	7.2	△ 12.3	198							
合 計	26,021,488	100.0	5.4	15,987,246	合 計	25,015,201	100.0	5.5	14,980,959		
市 町 村 税					目 的 別 歳 出						
区 分	決 算 額	構成比	増 減 率	基準税額× 100／75	超過課税分 収入済額	区 分	決 算 額	構成比	増 減 率		
	千円	%	%	千円	千円		千円	%	%		
普 通 税	2,312,800	99.9	3.9	2,367,796		議 会 費	148,655	0.6	1.8		
市 町 村 民 税	926,600	40.0	11.1	967,185		総 務 費	4,532,188	18.1	15.6		
内 個人分	813,384	35.1	14.2	859,097		民 生 費	6,587,759	26.4	1.6		
法人分	113,216	4.9	△ 6.8	108,088		衛 生 費	2,229,883	8.9	1.9		
固 定 資 産 税	1,035,686	44.7	△ 0.4	1,051,427		労 働 費	0	0.0	0.0		
内 純 固 定	1,023,175	44.2	△ 0.3	1,038,916		農 林 水 産 業 費	2,658,543	10.6	19.4		
交付金	12,511	0.5	△ 1.0	12,511		商 工 費	862,031	3.5	△ 1.7		
軽自動車税	150,537	6.5	0.7	149,447		土 木 費	1,608,049	6.4	△ 9.5		
市町村たばこ税	199,977	8.7	△ 1.5	199,737		消 防 費	695,858	2.8	△ 7.1		
鉱 産 税						教 育 費	2,090,850	8.4	△ 1.0		
特別土地保有税						災 害 復 旧 費	284,536	1.1	129.2		
法定外普通税						公 債 費	3,263,496	13.0	6.7		
目 的 税	2,946	0.1	△ 6.1	0	0	諸 支 出 金	53,353	0.2	16.0		
内 入 湯 税	2,820	0.1	△ 3.0			前年度繰上充用金	—	—	—		
事業所税											
都市計画税	126	0.0	△ 45.5								
水利利益税											
法定外目的税											
旧法による税											
合 計	2,315,746	100.0	3.9	2,367,796	0	合 計	25,015,201	100.0	5.5		
国民健康保険税	502,851		△ 3.0								
適 用 税 率 の 状 況					徴 収 率	区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計		
市 町 村 民 税	均等割	円		① 50千円 ⑥ 400千円			%	%	%		
	所得割	3,000	市 町 村 民 税	② 120千円 ⑦ 410千円							
		標準税率に 対する比率	1.0	均等割		③ 130千円 ⑧ 1,750千円					
						④ 150千円 ⑨ 3,000千円					
						⑤ 160千円 千円					
			法人税割	8.4／100							
					市 町 村 民 税	99.4	17.1	97.1			
					固 定 資 産 税	98.6	6.3	92.9			
					市 町 村 税 の 計	99.1	9.8	95.3			
					国 民 健 康 保 険 税	96.2	16.6	84.3			

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	自治公民館費	39,012,000	35,004,200	0	4,007,800	自治公民館運営費等交付金 7,868,000
						行政協力事務交付金 19,621,200
						安全・安心のまちづくり交付金 7,515,000
	まちづくり協議会費	81,641,000	77,621,911	0	4,019,089	集落支援員設置業務 47,481,424
						まちづくり交付金 29,799,811
						小規模離島等買い物支援事業 340,676
	会計管理費	12,265,000	0	12,265,000	0	市役所窓口自動釣銭機（キャッシュレス機能付）購入【R8へ繰越】 0
	財産管理費	104,400,000	95,096,600	0	9,303,400	芦辺地区貸付施設空調機更新工事【R6繰越】 18,178,400
						旧かたばる病院関連施設解体工事【R6繰越】 76,918,200
	交通対策費	218,046,000	217,722,169	0	323,831	乗合タクシー運行业務 4,804,169
						地方バス路線維持費 91,194,000
						離島航空路線確保対策 71,224,000
						ジェットfoil更新支援事業費補助金 1,375,000
						ジェットfoil更新支援事業費補助金【R6繰越】 49,125,000
	ふるさと応援寄附金	1,155,979,000	1,150,686,568	0	5,292,432	ふるさと応援寄附金事業 399,916,155
						ふるさと応援基金積立金 750,496,440
						ふるさと応援基金利子積立金 273,973
	地域振興推進費	19,300,000	19,210,317	0	89,683	未来大国づくり応援事業 19,210,317
	ウルトラマラソン 運営事業	14,798,000	14,798,000	0	0	ウルトラマラソン運営費補助金 14,798,000
	空家等対策費	13,781,000	8,360,000	0	5,421,000	相続財産清算制度を活用した相続人不存在建物の解体 0
						彦根市空家等実態調査業務・相続人調査業務 8,360,000

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	SDGs推進事業	70,004,000	38,291,000	31,614,000	99,000	沓崎市SX推進事業 38,291,000
						沓崎市SX推進事業【R8へ繰越】 0
	地域創生費	72,285,000	69,745,000	0	2,540,000	二地域居住先導的プロジェクト実装事業 15,331,000
						定住奨励事業 40,505,000
						長崎空き家deミライ創出事業 13,909,000
	エコアイランド推進事業	210,169,000	210,169,000	0	0	医療分野でのRE水素システム活用実証研究業務 199,265,000
						地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業 10,904,000
	特定有人国境離島 地域社会維持推進 交付金事業	491,070,000	451,161,340	0	39,908,660	離島航路航空路運賃低廉化負担金 145,120,411
						滞在型観光旅行商品造成支援事業 15,030,000
						雇用機会拡充事業 166,914,000
						離島輸送コスト支援事業（農林） 56,856,268
						離島輸送コスト支援事業（水産） 67,240,661
	電算業務費	128,948,000	127,945,450	0	1,002,550	住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務 15,510,000
						総合行政電算システム運用保守業務負担金 33,452,370
						情報システムの標準化・共通化に係る事業負担金 78,983,080
	情報管理費	104,771,600	103,840,106	0	931,494	庁内ネットワーク設備・端末更新事業 79,354,000
						自治体DX推進事業システム利用料 15,746,676
						内部情報システム・財務会計システム運用保守業務負担金 6,775,530
						自治体情報セキュリティクラウド負担金 1,963,900
	地域情報通信推進 事業費	232,934,372	232,383,872	0	550,500	光ケーブル断線等修繕 18,697,872
						ケーブルテレビ設備更新業務（ヘッドエンド・STL装置・UPS装置更） 74,976,000
						ケーブルテレビ機器更新工事（勝本局舎） 121,990,000
						ケーブルテレビ加入者宅用機器ONU（光回線終端装置）購入 16,720,000

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	物価高騰対応重点 支援事業費	646,749,000	182,114,140	447,705,473	16,929,387	プレミアム付き商品券発行事業【R6繰越】 76,844,788
						プレミアム付き商品券発行事業【R8へ繰越】 253,527
						彦根市物価高騰対応生活応援給付金【R8へ繰越】 0
						非課税世帯支援金（47世帯×3万円）【R6繰越】 1,410,000
						定額減税の不足額給付（納税義務者3,034名×各対象額） 99,240,000
						令和6年度彦根市住民税非課税世帯支援金（こども加算分）【R6繰越】 100,000
						漁業生産特別支援事業（水産）【R6繰越】 4,265,825
	戸籍住民基本台帳 費	19,537,000	19,534,693	0	2,307	氏名の振り仮名通知書郵便料 1,832,344
						氏名の振り仮名通知書作成業務委託 2,350,964
						戸籍情報システムの標準化・共通化移行業務委託 8,536,000
						戸籍附票システムの標準化・共通化移行業務委託 6,815,385
	基幹統計調査費	13,023,000	12,006,249	0	1,016,751	国勢調査調査員報酬 12,006,249
民生費	民生委員協議会運 営事業	8,393,000	8,033,000	0	360,000	退職慰労金等 1,010,000
						単位民生委員児童委員協議会運営費補助金 7,023,000
	社会福祉協議会運 営事業	34,935,000	34,934,100	0	900	単位民生委員児童委員協議会事務局運営費委託料 5,270,100
						社協ボランティアセンター事業補助金 687,000
						社協心配事相談事業補助金 355,000
						社協法人運営費補助金 28,622,000
	障害者福祉総務費	4,018,000	2,871,644	0	1,146,356	県障害者スポーツ大会 530,721
						心身障害者福祉タクシー助成 118,320
						配食サービス事業 1,470,840
						就労B型アセスメント支援委託 133,328
						県障害者スポーツ協会負担金 372,200

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
民生費	障害者福祉総務費					障害者（児）交通費助成事業 66,235
						彦根市身体障害者補助犬飼育管理費 96,000
						身体障害者福祉大会等参加費 84,000
	老人福祉事業費	16,965,000	16,439,920	0	525,080	敬老祝金 4,300,000
						三島航路乗船カード交付事業 1,021,320
						シルバー人材センター 4,000,000
						敬老事業 7,118,600
	在宅福祉事業費	7,606,000	6,500,900	0	1,105,100	外出支援サービス事業 6,500,900
	還暦事業	1,334,000	1,095,121	0	238,879	還暦行事 1,095,121
	入湯券等助成事業費	13,981,000	11,597,700	0	2,383,300	はり灸等券助成（老人） 4,595,500
						入湯券助成（老人） 7,002,200
	老人クラブ事業費	6,802,000	6,690,800	0	111,200	老人クラブ活動支援事業 6,690,800
	介護保険事業	11,912,000	11,912,000	0	0	介護人材確保対策事業 11,912,000
	後期高齢者医療費	403,794,000	403,793,319	0	681	後期高齢者医療費給付費 403,793,319
	後期高齢者医療費	16,935,000	13,878,579	0	3,056,421	後期高齢者健康診査 13,878,579
	児童福祉総務費	201,137,000	184,561,930	0	16,575,070	出産祝金事業 9,200,000
						小児発達障がい支援事業 2,970,000
						乳幼児・母子・寡婦福祉医療費 57,260,579
						障害児施設措置費（給付費等） 43,800,498
						放課後児童健全育成事業 39,546,400
						放課後児童クラブ運営支援事業 9,763,553
						子育て支援拠点事業 10,705,000
						病児保育事業 11,315,900

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
民生費	児童措置費	1,013,190,000	925,499,900	400,000	87,290,100	施設等受給者児童手当 360,000
						児童手当 464,790,000
						児童扶養手当 127,067,590
						物価高対応子育て応援手当【R8へ繰越】 70,320,000
						私立保育所給付費負担金 101,732,530
						私立保育所副食費助成事業 545,920
						小規模保育施設公定価格負担金 153,372,860
						小規模保育施設副食費助成事業 296,000
						保育料無償化事業 7,015,000
	保育所費	65,340,000	50,609,500	9,239,000	5,491,500	旧筒城保育所舗装工事 3,705,900
						旧筒城保育所解体及び一部補修工事【R6繰越】 31,958,000
						武生水保育所高圧受電設備改修工事【R8へ繰越】 2,300,000
						武生水保育所給水加圧ポンプユニット据付改修工事 2,147,200
						勝本保育所給食室調理設備等設置工事 10,498,400
衛生費	母子保健事業	20,300,000	15,035,754	0	5,264,246	母子保健検診 12,366,070
						妊婦一般健康診査等助成金 217,525
						不妊治療費助成金 2,452,159
	妊婦のための支援 事業	14,202,000	13,959,332	0	242,668	「生まれてくれて“ありがとう”」事業 2,609,332
						妊婦のための支援給付金 11,350,000
	がん検診事業費	49,021,000	47,009,464	0	2,011,536	ガン検診 47,009,464
	一般予防対策費	77,902,000	68,590,504	0	9,311,496	予防接種事業 68,590,504
	環境衛生費	74,179,080	71,055,441	0	3,123,639	海岸漂着物回収運搬処理業務 43,431,300
						飼い主のいない猫等不妊・去勢手術実施事業 6,682,341
						野犬捕獲業務 4,712,400
						吉岐葬斎場施設管理業務 16,229,400

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
衛生費	清掃総務費	6,078,000	5,775,000	0	303,000	沓崎市最終処分場等水質検査業務 5,775,000
	塵芥処理費	458,280,000	456,328,356	0	1,951,644	沓崎市リサイクルセンター管理運営業務 26,400,000
						一般廃棄物処理業務 263,288,300
						古紙等資源化処理業務 40,700,000
						ごみ袋製作業務 22,166,056
						沓崎市クリーンセンター環境影響調査業務 7,315,000
						沓崎市クリーンセンター施設保守点検等業務 18,359,000
						沓崎市クリーンセンター補修工事等 78,100,000
	し尿処理費	114,205,309	104,338,709	0	9,866,600	勝本町自給肥料供給センター特殊設備保守管理業務 11,880,000
						勝本町自給肥料供給センター環境影響調査業務 3,784,000
						勝本陽自給肥料供給センターバキューム散布車購入【R6繰越】 16,642,309
						沓崎市汚泥再生処理センター環境影響調査業務 6,655,000
						沓崎市汚泥再生処理センター補修工事 65,377,400
	合併処理浄化槽設置整備費	44,704,000	41,252,383	0	3,451,617	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 41,252,383
農林水産業費	農業振興事業費	5,988,400	4,362,400	0	1,626,000	新産地育成支援事業 1,706,400
	有害鳥獣被害防止 対策事業費	13,543,000	12,067,643	0	1,475,357	沓崎市特定地域づくり事業 2,656,000
						タイワンリス捕獲 9,627,805
						イノシシ捕獲 1,068,978
						カラス捕獲 947,860
						鹿捕獲 423,000
	出合いの村管理費	23,000,000	23,000,000	0	0	施設管理業務 23,000,000
	ながさき農林業・ 農山村構造改善加 速化支援事業	9,678,000	9,678,000	0	0	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業 9,678,000
	経営所得安定対策 費	14,925,225	14,925,225	0	0	経営所得安定対策推進事業 14,925,225

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
農林水産業費	新規就農者総合支援対策事業	21,078,000	20,628,000	0	450,000	農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営発展支援事業 経営開始資金
						3,000,000 13,128,000 4,500,000
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	7,926,000	7,926,000	0	0	集落営農活性化プロジェクト促進事業
						7,926,000
	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	32,000,000	25,500,000	0	6,500,000	新基本計画実装・農業構造転換支援事業
						25,500,000
	畜産振興総務費	45,749,000	37,767,090	0	7,981,910	地域肉用牛増頭支援事業 地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 畜産経営体質強化飼料高騰緊急対策支援事業
						2,260,000 12,200,400 23,306,690
	畜産振興総務費	8,461,000	2,470,711	0	5,990,289	畜舎消毒支援事業 家畜導入事業費
						260,711 2,210,000
	農村整備費	48,087,000	47,087,000	0	1,000,000	土地改良区経常経費
						47,087,000
	県営事業費	66,893,500	33,932,020	32,157,700	803,780	県営圃場整備事業【R8へ繰越】 県営老朽ため池整備事業【R8へ繰越】 農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）負担金【R8へ繰越】
						4,000,000 4,012,020 25,920,000
	県営事業費	16,541,000	16,540,040	0	960	県営圃場整備事業【R6繰越】 県営老朽ため池整備事業【R6繰越】
						14,000,000 2,540,040
	団体営事業費	77,700,000	49,800,000	27,900,000	0	農業水利施設ストックマネジメント事業補助金【R8へ繰越】 水利施設等保全高度化事業（基幹ストマネ）
						36,000,000 13,800,000
	多面的機能支払交付金事業	127,573,500	127,397,114	0	176,386	多面的機能支払交付金
						127,397,114
	中山間地域等直接支払交付金事業	191,678,000	191,677,713	0	287	中山間地域等直接支払
						191,677,713
	環境保全型農業直接支払交付金事業	7,988,000	6,611,400	0	1,376,600	環境保全型農業直接支払交付金
						6,611,400

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
農林水産業費	水産業総務費	54,188,000	47,644,496	0	6,543,504	沓岐地域栽培漁業推進協議会負担金	18,387,842
						磯焼け対策協議会負担金	29,256,654
	沓岐栽培センター 管理費	15,455,000	15,455,000	0	0	沓岐栽培センター管理	15,455,000
	水産業振興費	72,287,000	56,532,104	0	15,754,896	漁業近代化資金等利子補給費	3,054,522
						漁業系廃棄物処理対策費	595,000
						漁業者育成事業	46,000
						漁場監視活動事業	11,140,000
						水産資源調査事業	230,000
						漁獲安定共済事業	1,695,229
						漁船近代化機器導入事業	2,583,000
						漁船損害補償事業	3,183,110
						漁業指導士活動事業	80,000
						漁業用燃油対策事業	26,660,678
						漁業生産緊急支援事業	7,264,565
	水産業振興総合対 策事業費	207,000,000	207,000,000	0	0	水産業競争力強化緊急施設整備事業	207,000,000
	離島漁業再生支援 交付金事業	190,744,000	184,374,000	0	6,370,000	離島漁業再生支援交付金	184,374,000
漁業就業者確保育 成総合対策事業	12,457,000	11,341,480	0	1,115,520	担い手体験取組事業	744,480	
					技術習得支援事業	2,364,000	
					認定漁業者支援事業	8,233,000	
水産多面的機能発 揮対策支援事業	2,705,000	2,396,503	0	308,497	水産多面的機能発揮対策地域協議会負担金	2,396,503	
芦辺港ターミナル ビル管理費	14,768,000	14,767,500	0	500	芦辺港ターミナルビル空調設備改修工事	14,767,500	
芦辺港ターミナル 整備事業	91,738,000	91,650,100	0	87,900	芦辺港ターミナル整備工事		
					改修工事（一方通行仮設）	74,913,300	
					改修工事（大型バス駐車場付近舗装）【R6繰越】	16,736,800	

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
農林水産業費	漁村再生交付金事業	382,299,000	299,210,700	82,856,200	232,100	初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事
						測量設計業務（簡易浮体測量・埋立竣工図書作成） 25,888,500
						新規整備工事【R8へ繰越】 192,443,800
						新規整備工事【R6繰越】 80,878,400
商工費	漁港海岸事業	134,400,000	133,709,700	0	690,300	箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区）海岸メンテナンス工事
						維持補修工事 84,316,100
						維持補修工事【R6繰越】 49,393,600
	商工振興費	14,500,000	14,500,000	0	0	地域商社運営費等 14,500,000
						梶崎市観光連盟運営費補助金 39,600,000
						インバウンド向け受入体制強化事業 1,089,000
土木費	島外スポーツ誘致	22,500,000	21,808,000	0	692,000	梶岐行き教育旅行推進事業 13,612,000
						島外スポーツ団体等誘致促進助成金 18,008,000
						スポーツ大会等開催助成事業補助金 3,050,000
						スポーツ合宿誘致支援補助金 750,000
	観光施設管理費	8,224,000	8,206,000	0	18,000	イルカパーク管理・環境等改善事業 8,206,000
土木費	道路維持費	146,284,816	146,055,499	0	229,317	施設修繕料 43,651,009
						市道環境管理 39,798,000
						維持補修工事 49,822,300
						維持補修材料費 12,784,190
	市道環境保全事業	50,790,000	48,632,488	0	2,157,512	機械類借上料 12,746,088
						維持補修工事 13,950,200
						市道維持管理業務補助 21,936,200

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	道路改良費 (補助)	677,879,519	433,941,200	243,723,900	214,419	測量設計業務【R8へ繰越】 24,535,500
						・ 2 級市道仁駄橋線交通安全施設整備工事【R8へ繰越】 ・ 1 級市道住吉船橋線（矢良橋）橋梁補修工事【R8へ繰越】 ・ 市道松崎新田13号線（幸ノ元橋）橋梁補修工事【R8へ繰越】
						改修工事【R6繰越】 227,791,000
						・ 1 級市道黒崎線道路改良工事【R6繰越】 ・ 1 級市道錦線道路改良工事【R6繰越】 ・ 2 級市道左京鼻線道路改良工事【R6繰越】 ・ 1 級市道片原中央線道路防災安全工事【R6繰越】 ・ 2 級市道住吉長峰線道路防災安全工事【R6繰越】 ・ 1 級市道海田線道路防災安全工事【R6繰越】 ・ 2 級市道加賀城線道路防災安全工事【R6繰越】 ・ 1 級市道新郷ノ浦港線（郷ノ浦トンネル）道路防災安全工事【R6繰越】 ・ 1 級市道芦辺浦中央線交通安全施設整備工事【R6繰越】 ・ 2 級市道谷江本線（川口橋）橋梁補修工事【R6繰越】 ・ 市道下ル線（中央橋）橋梁補修工事【R6繰越】 ・ 市道高松線（高松橋）橋梁補修工事【R6繰越】 ・ 市道鯛ノ原峯田1号線（鯛ノ原橋）橋梁補修工事【R6繰越】
						改修工事【R8へ繰越】 181,614,700
						・ 1 級市道黒崎線道路改良工事【R8へ繰越】 ・ 1 級市道錦線道路改良工事【R8へ繰越】 ・ 2 級市道左京鼻線道路改良工事【R8へ繰越】 ・ 1 級市道南本線交通安全施設整備工事 ・ 1 級市道八幡芦辺線交通安全施設整備工事

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	道路改良費 (補助)					・ 1 級市道芦辺浦中央線交通安全施設整備工事 ・ 2 級市道仁駄橋線交通安全施設整備工事【R8へ繰越】 ・ 1 級市道片原中央線道路防災安全工事 ・ 2 級市道住吉長峰線道路防災安全工事【R8へ繰越】 ・ 1 級市道海田線道路防災安全工事 ・ 2 級市道加賀城線道路防災安全工事 ・ 1 級市道新郷ノ浦港線（郷ノ浦トンネル）道路防災安全工事【R8へ繰越】 ・ 2 級市道半城里線道路防災安全工事【R8へ繰越】 ・ 2 級市道大石湯岳線道路防災安全工事【R8へ繰越】 ・ 2 級市道谷江本線（川口橋）橋梁補修工事 ・ 市道下ル線（中央橋）橋梁補修工事 ・ 彦岐市橋梁定期点検
	道路改良費 (起債)	274,049,392	216,383,700	57,570,500	95,192	測量設計業務 10,201,400 ・ 1 級市道本村神里線道路改良工事 ・ 1 級市道商高国分線道路改良工事 ・ 1 級市道初山中央線道路改良工事 ・ 2 級市道井鯉坂線道路改良工事 ・ 2 級市道刈田院線道路改良工事 ・ 2 級市道池田仲線道路改良工事 改修工事【R6繰越】 52,533,900 ・ 1 級市道銀台線道路改良工事【R6繰越】 ・ 1 級市道住吉船橋線道路改良工事【R6繰越】 ・ 市道獅子の子坂 1 号線道路改良工事【R6繰越】

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	道路改良費 (起債)					改修工事【R8へ繰越】 140,972,400 ・ 1 級市道銀台線道路改良工事 ・ 1 級市道住吉船橋線道路改良工事【R8へ繰越】 ・ 1 級市道山崎線道路改良工事【R8へ繰越】 ・ 1 級市道深江筒城線道路改良工事 ・ 1 級市道商高国分線道路改良工事 ・ 1 級市道新城諸津線道路改良工事 ・ 市道獅子の子坂 1 号線道路改良工事 ・ 市道水畑線道路改良工事 ・ 2 級市道津ノ宮線道路改良工事【R8へ繰越】 ・ 市道中山線道路改良工事 水道管布設替補償費 12,676,000 ・ 1 級市道新城諸津線道路改良工事 ・ 市道水畑線道路改良工事 ・ 2 級市道津ノ宮線道路改良工事
	県営事業費	21,991,000	3,962,890	18,027,860	250	県営道路整備事業 地元負担金【R8へ繰越】 3,962,890
	河川管理費	18,579,000	18,579,000	0	0	維持補修工事 18,579,000 ・ 普通河川小川川河川維持工事 ・ 準用河川物部川河川維持工事 ・ 普通河川三反田川河川維持工事
	急傾斜地崩壊対策 事業費	201,940,900	152,973,300	47,250,000	1,717,600	測量設計業務【R8へ繰越】 0 ・ 宇土（2）地区地域防災がけ崩れ対策工事【R8へ繰越】

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	急傾斜地崩壊対策 事業費					改修工事【R6繰越】 50,412,800 ・ しめのお（２）地区急傾斜地崩壊対策工事【R6繰越】 ・ 水ノ浦（１）地区急傾斜地崩壊対策工事【R6繰越】 改修工事【R8へ繰越】 80,406,900 ・ しめのお（２）地区急傾斜地崩壊対策工事 ・ 神田地区急傾斜地崩壊対策工事 ・ 筒城地区急傾斜地崩壊対策工事 ・ 白石（２）地区急傾斜地崩壊対策工事 ・ 大里（１）地区急傾斜地崩壊対策工事 ・ 宇土（２）地区地域防災がけ崩れ対策工事【R8へ繰越】 県営急傾斜崩壊対策事業 地元負担金【R6繰越】 12,653,600 県営急傾斜崩壊対策事業 地元負担金【R8へ繰越】 9,500,000
	港湾管理費	32,789,000	32,789,000	0	0	県営港湾整備事業負担金 32,789,000
	勝本港埋立事業	84,849,900	32,500,000	52,349,900	0	勝本港埋立工事 新規整備工事【R8へ繰越】 32,500,000
	郷ノ浦港ターミナル ビル改修事業	46,640,000	45,645,300	0	994,700	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業 改修工事（事業用資産）【R6繰越】 8,052,700 改修工事（インフラ資産） 17,911,300 改修工事（インフラ資産）【R6繰越】 19,681,300
	公園管理費	19,566,983	18,025,600	0	1,541,383	施設管理業務 18,025,600
	住宅管理費	36,879,191	28,469,351	0	8,409,840	施設修繕料 28,469,351
	安全・安心な住環境 づくり支援事業	18,000,000	16,194,000	0	1,806,000	住宅リフォーム支援事業 15,694,000 老朽危険家屋除却支援事業 500,000

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	住宅建設費	86,000,000	31,400,000	54,600,000	0	改修工事【R8へ繰越】 31,400,000 ・お茶屋敷団地A棟改修工事（建築）【R8へ繰越】 ・お茶屋敷団地A棟改修工事（管）【R8へ繰越】 ・お茶屋敷団地A棟改修工事（電気）【R8へ繰越】
消防費	常備消防費	9,680,000	9,680,000	0	0	除細動器（救急車積載分）本署分購入 4,840,000 除細動器（救急車積載分）支署分購入 4,840,000
	非常備消防費	50,151,000	45,890,500	0	4,260,500	団員報酬 33,770,500 出勤報酬 12,120,000
	消防施設費	42,949,000	42,948,970	0	30	小型動力消防ポンプ 3台購入 8,745,000 小型動力消防ポンプ軽積載車2台、消防ポンプ自動車（3.5t未満）1台購入 34,203,970
		1,634,700	1,610,356	0	24,344	耐震性貯水槽（40m³型現場打ちRC）（郷ノ浦町原島） 設計業務 440,000 測量設計業務 1,067,000 土地購入費 103,356
		9,877,400	9,625,000	0	252,400	耐震性貯水槽（40m³型現場打ちRC）（郷ノ浦町里触） 防火水槽新設工事【R6繰越】 7,851,800 改修工事 453,200 貯水槽解体工事【R6繰越】 1,320,000
		17,457,000	13,753,300	0	3,703,700	新しい地方経済・生活環境創生交付金事業（地域防災緊急整備型） 13,753,300 【R6繰越】
		16,000,000	0	16,000,000	0	地域未来交付金（地域防災緊急整備型）事業【R8へ繰越】 0
	防災訓練費	893,860	808,027	0	85,833	苓岐市総合防災訓練 808,027
教育費	教職員住宅管理費	9,399,000	9,386,300	0	12,700	長島教職員住宅解体工事 9,386,300

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	離島留学生ホーム ステイ事業	22,813,070	18,731,108	0	4,081,962	離島留学推進事業 7,550,000
						離島留学生交通費 1,180,070
						離島留学生移住支援費 0
						いきっこ留学推進事業 10,001,038
	小学校施設整備事 業	67,396,000	66,266,200	0	1,129,800	勝本小学校改修工事（防水） 30,423,800
						鯨伏小学校改修工事（空調） 3,378,100
						霞翠小学校改修工事（空調） 5,749,700
						瀬戸小学校改修工事（空調） 3,545,300
						那賀小学校改修工事（空調） 3,881,900
						瀬戸小学校屋内運動場改修工事（ＬＥＤ照明） 7,991,500
						小学校設備改修工事 11,295,900
	中学校施設整備事 業	5,081,000	5,080,900	0	100	勝本中学校改修工事（防球フェンス） 5,080,900
	幼稚園施設整備事 業	5,901,000	5,861,900	0	39,100	霞翠幼稚園改修工事（駐車場） 3,554,100
						幼稚園設備改修工事 2,307,800
	文化振興費	19,720,000	17,360,710	0	2,359,290	国民文化祭壱岐市大会補助金 17,360,710
	青少年育成費	8,300,000	7,506,600	0	793,400	小中学生スポーツ大会等出場補助金 6,388,000
						子ども夢プラン応援補助金 1,118,600
	生涯学習推進費	6,509,000	6,235,396	0	273,604	地域子ども教室推進事業 6,235,396
	公民館費	862,000	667,400	0	194,600	学級講座講師謝礼（公民館教室） 667,400
	壱岐文化ホール管 理費	35,890,000	35,262,854	0	627,146	建築物（設備）定期調査 845,900
						施設管理業務 11,979,000
						夜間警備業務 7,590,000
						電気設備保守管理 733,854

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	沓岐文化ホール管理費					空調設備保守管理 4,070,000
						自動扉開閉装置保守管理 192,500
						消防設備点検 1,375,000
						機械器具保守管理 159,500
						特殊設備保守管理 8,251,100
						ホームページ管理業務 66,000
	沓岐文化ホール施設整備費	24,176,000	20,069,500	4,106,500	0	照明制御盤更新工事 20,069,500
						冷温水2次ポンプポンプインバーター制御盤更新工事【R8へ繰越】 0
	農村環境改善センター管理費	1,971,000	1,475,100	0	495,900	工作室空調設備更新工事 1,475,100
	図書館費	1,502,000	1,375,000	0	127,000	沓岐市郷ノ浦図書館移転改修工事 1,375,000
	指定文化財保護管理	872,000	869,000	0	3,000	沓岐神楽保存会補助金 136,000
						指定文化財保護管理費補助金 733,000
	市内遺跡発掘調査事業	8,956,340	8,951,940	0	4,400	遺跡発掘調査外業作業員・室内整理作業員報酬 8,362,340
						航空写真撮影 589,600
	重要文化財保存修理事業	3,495,000	3,487,000	0	8,000	重要文化財保存修理 3,487,000
	史跡等総合活用整備事業	9,634,000	9,537,000	0	97,000	勝本城跡石垣 3次元測量 9,537,000
	原の辻遺跡活用推進事業	33,541,200	33,541,200	0	0	原の辻一支国国王都復元公園指定管理 30,800,000
						ガイダンス施設環境整備・空調設備工事 2,741,200
	一支国博物館管理費	134,887,800	134,616,713	0	271,087	一支国博物館管理 51,559,213
						一支国博物館活用推進事業 39,195,000
						改修工事(中央監視設備, 屋内消火栓設備, 照明制御装置, 通史ゾーン照明設備) 43,862,500
	大谷公園・体育館管理費	1,891,000	1,705,000	0	186,000	陸上管理棟空調更新工事 1,705,000

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	石田スポーツセンター管理費	6,422,000	6,421,800	0	200	トレーニングルーム空調設備更新工事 6,421,800
	学校給食運営費	24,396,000	24,395,800	0	200	苓崎市学校給食センター空調機器改修工事（ACU1-1） 24,395,800
	学校給食費支援事業	61,350,000	60,889,900	0	460,100	苓崎市学校給食費支援事業補助金 60,889,900
災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	744,101,000	172,632,330	561,577,000	9,891,670	施設修繕料（その他） 27,503,530
						設計等業務（災害復旧）【R8へ繰越】 55,465,300
						災害復旧工事【R8へ繰越】 0
						災害復旧工事【R6繰越】 75,839,500
						市単独農地等小災害復旧事業補助金【R8へ繰越】 13,824,000
	公共土木施設災害復旧事業費（現年災補助）	166,000,000	25,999,600	140,000,000	400	災害復旧工事【R6繰越】 25,999,600
						・市道瀬戸1号線道路災害復旧工事【R6繰越】
						・市道大園1号線道路災害復旧工事【R6繰越】
						・普通河川原田川河川災害復旧工事【R6繰越】
						・2級市道筒方線道路災害復旧工事【R6繰越】
						災害復旧工事【R8へ繰越】 0
						・普通河川当田川河川災害復旧工事
						・普通河川湯川河川災害復旧工事
						・普通河川佐古川河川災害復旧工事
						・準用河川梅津川河川災害復旧工事
						・2級市道今宮線道路災害復旧工事
						・1級市道久喜線（1）道路災害復旧工事
						・1級市道久喜線（2）道路災害復旧工事
						・2級市道小河原線道路災害復旧工事
						・市道谷江片山線道路災害復旧工事

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
災害復旧費	公共土木施設災害 復旧事業費（現年 災補助）					・市道中野郷星坂1号線道路災害復旧工事 ・市道鹿山線道路災害復旧工事 ・市道祇園山1号線道路災害復旧工事 ・1級市道初山中央線道路災害復旧工事 ・市道秋山若宮1号線道路災害復旧工事 ・市道須気谷道辻線道路災害復旧工事 ・市道樫尾1号線道路災害復旧工事 ・市道菅牟田環状線道路災害復旧工事 ・市道しめの尾安田線道路災害復旧工事 ・市道小水久垂線道路災害復旧工事
	公共土木施設災害 復旧事業費（現年 災単独）	112,000,000	54,966,680	52,000,000	5,033,320	施設修繕料 34,890,580 災害復旧工事【R6繰越】 20,076,100 ・市道挾馬平地線道路災害復旧工事【R6繰越】 ・市道蛭ノ元2号線道路災害復旧工事【R6繰越】 ・普通河川名切川河川災害復旧工事【R6繰越】 ・長峰本村地区青線河川災害復旧工事【R6区r越】 ・長島地区里道道路災害復旧工事【R6繰越】 ・市道若宮白滝線道路災害復旧工事【R6繰越】 災害復旧工事【R8へ繰越】 0 ・普通河川名切川河川災害復旧工事【R8へ繰越】 ・普通河川当田川河川災害復旧工事【R8へ繰越】 ・初山西地区青線河川災害復旧工事【R8へ繰越】 ・長峰本村地区青線河川災害復旧工事【R8へ繰越】 ・市道辻神田線道路災害復旧工事【R8へ繰越】

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
災害復旧費	公共土木施設災害 復旧事業費（現年 災単独）					・市道中屋敷線道路災害復旧工事【R8へ繰越】 ・市道梶田線道路災害復旧工事【R8へ繰越】 ・市道横山土ノ本2号線道路災害復旧工事【R8へ繰越】 ・市道牧神社線道路災害復旧工事【R8へ繰越】 ・市道古城中尾線道路災害復旧工事【R8へ繰越】 ・大原地区里道道路災害復旧工事【R8へ繰越】
	漁港関係公共土木 施設災害復旧事業 （現年災）	25,944,000	9,960,000	15,984,000	0	箱崎前浦漁港海岸災害復旧工事 災害復旧工事【R8へ繰越】 9,960,000

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
国民健康保険事業	賦課徴収費	680,000	679,800	0	200	ファイナンシャル・プランニング業務 679,800
介護保険事業	介護予防・生活支援サービス事業費	233,116,000	207,807,830	0	25,308,170	介護予防配食サービス事業(総合事業対象者・要支援認定者) 18,767,390 高額介護サービス費 94,788,216 自立支援訪問サービス負担金 26,001,977 自立支援通所サービス負担金 52,092,979 自立支援通所サービス（A型）負担金 16,157,268
	介護予防ケアマネジメント事業費	14,102,000	12,174,960	0	1,927,040	介護予防ケアマネジメント負担金 12,174,960
	包括的支援事業費	13,992,000	13,992,000	0	0	総合窓口設置業務 13,992,000
	任意事業費	23,612,000	20,998,550	0	2,613,450	介護予防配食サービス事業(介護認定者) 20,998,550
三島航路事業	業務管理費	7,227,000	6,675,900	0	551,100	船員確保対策（船員送迎用船舶借上料） 6,675,900

【参考資料】

令和7年度地方消費税交付金（社会保障財源化分） 及び入湯税が充てられる経費

1. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	370,759 千円
（歳出）	社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費	4,095,958 千円

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	市 債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,233,220	856,356	30,100	2,069	54,811	289,884
	高齢者福祉事業	63,539	0	0	17,047	7,393	39,099
	児童福祉事業	20,276	146	0	9,200	1,738	9,192
	母子福祉事業	1,842	1,013	0	0	132	697
	生活保護扶助事業	643,680	471,288	0	7,462	26,226	138,704
	小 計	1,962,557	1,328,803	30,100	35,778	90,300	477,576
社会保険	介護保険事業	569,065	39,944	0	6,016	83,180	439,925
	国民健康保険事業	260,767	139,087	0	143	19,326	102,211
	小 計	829,832	179,031	0	6,159	102,506	542,136
保健衛生	高齢者医療事業	580,596	105,911	0	26,044	71,340	377,301
	疾病予防対策事業	115,600	4,400	0	48,100	10,033	53,067
	医療提供体制確保事業	607,373	0	0	0	96,580	510,793
	小 計	1,303,569	110,311	0	74,144	177,953	941,161
合計		4,095,958	1,618,145	30,100	116,081	370,759	1,960,873

2. 入湯税

（歳入）	入湯税	2,820 千円
（歳出）	観光振興及び観光施設の整備に要する経費	153,755 千円

【観光振興及び観光施設の整備に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一 般 財 源
			国(県) 支出金	市 債	その他	入湯税
観光振興事業		153,755	10,984	26,500	95,155	2,820
合計		153,755	10,984	26,500	95,155	2,820

令和 8 年 𠵼岐市議会定例会 9 月会議

議案第 4 4 号関係資料

普通財産の無償貸付について

【目的】

民間が保有するノウハウや資金を最大限に活かし、全国でも例のない「イルカ」と「海業」を融合した専門学校に当該財産を貸し付けることにより、若者の定着及び交流人口・関係人口の拡大、新たな起業の促進、人材育成、雇用の創出など地域の活性化を図る。

【市有財産の概要】

土地

- (1) 所在地 壱岐市勝本町布気触 9 7 7 番 1
- (2) 地 目 宅地
- (3) 貸付面積 1 1, 3 4 3 m²の一部（建物周辺）

建物

- (1) 所在地 壱岐市勝本町布気触 9 7 7 番地 1
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造 2階建
- (3) 建物面積 2, 3 4 9. 9 m²

【貸付期間】

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

【貸付金額】

無償（建物鑑定評価は 0 円であり、建物が建っている土地は、独自利用性がないため。）

【事業内容】

全国でも例のない「イルカ」と「海業」を融合した専門学校を設置する。

《学校概要》

1. 学科

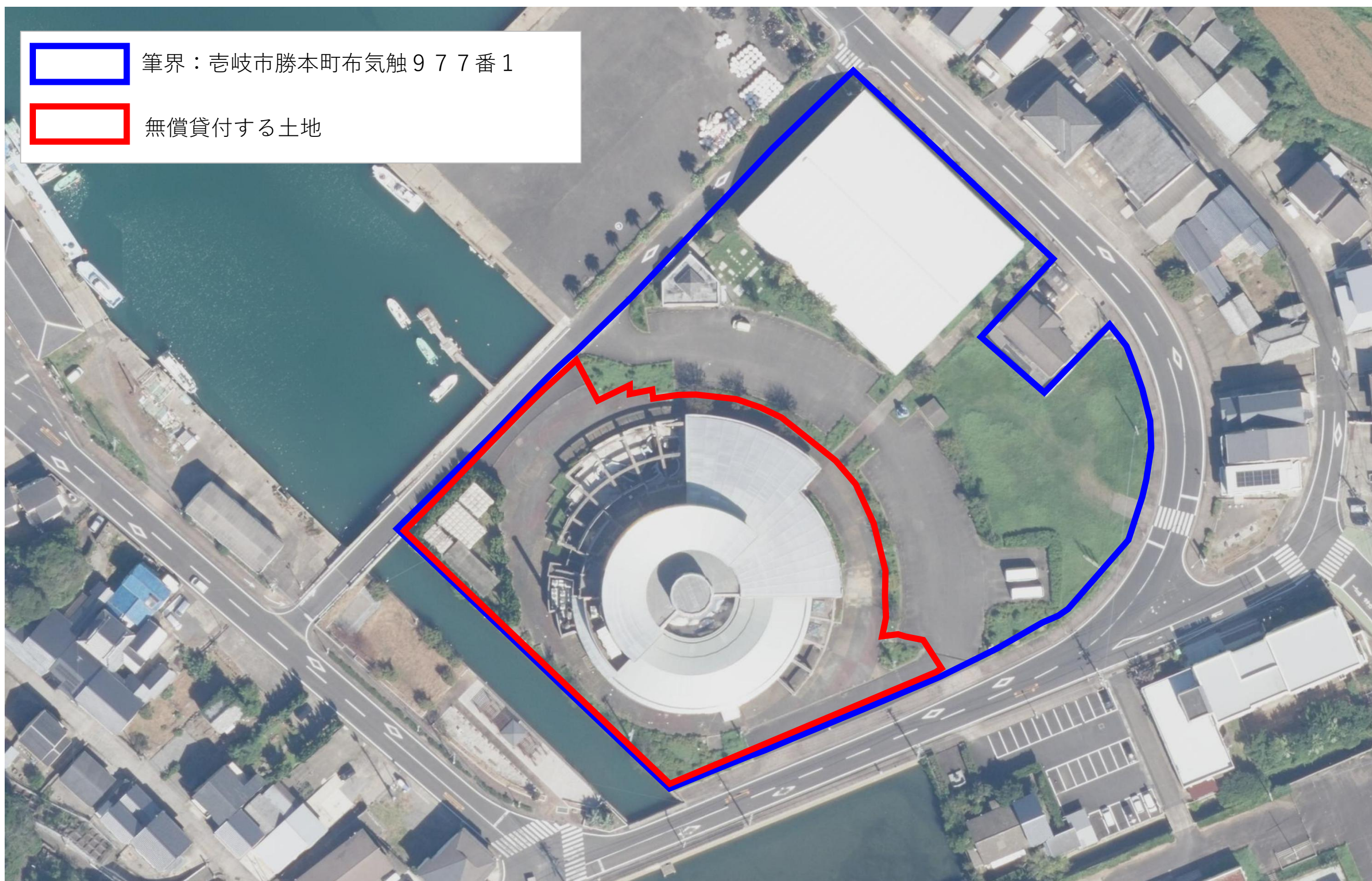
- ・ドルフィンコミュニケーション学科（令和 9 年 4 月開校予定）
- ・海業コミュニケーション学科（近年中開校予定／時期未定）

2. 定員

- ・ドルフィンコミュニケーション学科 定員 4 0 名（想定）
- ・海業コミュニケーション学科 定員 4 0 名（想定）

3. 修学年限

- ・両学科とも 2 年



資料 5

令和8年壱岐市議会定例会9月会議

議案第45号関係資料

普通財産の減額貸付について

【目的】

福岡市に所有する壱岐市有地を有効活用し、壱岐市民の利便性向上や観光客の誘致等を図るため、公募型プロポーザル方式により採用された事業者の提案事業用地として使用する。

【市有財産の概要】

- (1) 所在地 福岡市博多区築港本町84番15
福岡市博多区築港本町84番17
- (2) 地 目 宅地
- (3) 貸付面積 805.92㎡



(出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス)

【貸付期間】

令和8年10月1日から令和58年9月30日まで（50年間の一般定期借地権契約）

【貸付金額】

令和 8年10月1日から令和10年9月30日まで（ 2年間）

年額 600,000円

令和10年10月1日から令和58年9月30日まで（48年間）

年額 3,725,000円

※建設期間相当（2年間）の貸付料を減額、減額分を3年目以降に上乗せし、
総額をプロポーザル提案の年額360万円×50年間と同額とする。

【事業内容】

(1) 施設

ホテル概要 階数：10階 延床面積：約3,330㎡
客室数：104室（最大収容人数 約300名）
※令和10年6月開業予定

(2) 地域貢献事業

- ・通院や出張などの宿泊に利用できる「島民への特典付与」。
- ・ホテル壁面看板等での「壱岐市のPR」。
- ・二拠点生活者や出張中の島民が利用できる「ワーキングスペースを提供」。
- ・アンテナショップで「壱岐産品の販売」。
- ・壱岐の食材を使った朝食メニューの検討。

などを計画

【経過】

昭和53年 10月 5日	吉岐四町用地購入。
昭和56年 9月 1日	（財）福岡国際センター（現（一財）福岡コンベンションセンター）と賃貸借契約締結。
令和 2年 1月20日	周辺駐車場整備により駐車場の確保ができたため、賃貸契約を終了したい旨の通知があり、令和2年度末をもって賃貸借契約を終了。 以降、催事等により当該用地を使用する場合は、主催者からの申請により使用許可を行い使用料を徴収。
令和 6年 7月 1日	吉岐市有地活用事業プロポーザル募集要項公表
8月23日	参加表明受付期限（5社提出）
11月25日	提案事業者プレゼンテーション審査会（4社参加） 審査員：6名（市3名、外部3名） 優先交渉権者として最優秀提案者である「株式会社なかはら」に決定。
令和 7年 5月15日	吉岐市有地活用事業に係る定期借地権基本協定書締結。 事業提案書において提案のあったホテル運営会社として「株式会社アイプラス」設立の通知。基本協定書に基づき承諾。

【その他】

契約締結の翌年度から福岡市に対して国有資産等所在市町村交付金を納付。

議案第 3 9 号 壱岐市印鑑条例の一部改正について

1 改正の概要

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、漢字圏の外国人住民の印鑑登録が明確化されたことにより、壱岐市印鑑条例においても明記するもの。

2 主な改正内容

(1) 漢字圏の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に係る氏名のカタカナ又はその一部を組み合わせたものの表記による印鑑を登録できるよう氏名の取り扱いについて改正。

(2) 条例中、片仮名と表記されている字句について、カタカナに改正。

3 施行日

公布の日から施行

議案第40号

壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

1 改正の概要

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同規則の条項番号を引用する本条例の条文について所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 条例第2条第1号に規定する「職務代行者」について、地方自治法施行規則「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。
- (2) 条例第3号第3項に規定する「代理人」について、地方自治法施行規則「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

3 施行日

令和8年10月1日

議案第 4 1 号 　　壱岐市税条例の一部改正について

1 改正の概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の公布に伴い、本市においても個人の市民税、固定資産税等について所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

（1）寄附金税額控除（ふるさと納税）の見直し（市民税関係）

ふるさと納税に係る特例控除額について、現行の個人住民税所得割額の 2 割という上限に加え、新たに控除限度額の上限を設ける。具体的には、県民税（7 7 万 2 千円）と市民税（1 1 5 万 8 千円）を合わせた合計 1 9 3 万円を上限とする改正を行う。

（2）公的年金等受給者に係る申告手続の見直し（市民税関係）

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出義務の範囲が見直されたことに伴い、申告書の記載事項を整備するとともに、個人住民税において、扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲が拡大される。

（3）免税点の引き上げ（固定資産税関係）

物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税を課さないこととする課税標準額（免税点）について、家屋を 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産を 1 5 0 万円から 1 8 0 万円にそれぞれ引き上げる。

3 施行日

令和 9 年 1 月 1 日（（2）に関する規定）

令和 9 年 4 月 1 日（（3）に関する規定）

令和 1 0 年 1 月 1 日（（1）に関する規定）

4 参考

（1）寄附金税額控除の限度額について

高額所得者がふるさと納税を行う際の過度な税額控除を抑制するため、

従来の「所得割額の２割」という相対的な制限に加え、絶対的な上限額（１９３万円）を新たに設定し、制度の公平性を図るもの。

（２）公的年金等受給者の扶養親族等申告書の簡素化

支払者（日本年金機構等）に対し、電子的に扶養親族等の情報を提供できる仕組みが整備されることで、受給者の利便性向上と行政・支払者双方の事務効率化が図られる。

（３）固定資産税の免税点

免税点とは、同一の者が市内に所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、一定の金額に満たない場合に課税しないこととする制度。今回の引き上げにより、少額な資産を所有する納税者の税負担及び管理事務の軽減が図られる。なお、土地の免税点３０万円は据え置き。

議案第 4 2 号 　　壱岐市犬取締条例の一部改正について

1 改正の概要

野犬の増加を抑制するために条例を改正するもの。

2 主な改正内容

野犬の増加を抑制するために、不適切な給餌の禁止について条文を追加する。

3 施行日

令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 4 3 号

壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について

1 改正の概要

道路法施行令別表の占用料については、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、民間における地価水準（固定資産税評価額）、地価に対する賃料の水準等を基礎として算定を行っており、道路法施行令の一部改正に伴い改正するもの。

2 主な改正内容

道路法施行令の一部を改正する政令が令和 8 年 4 月 1 日に施行され、条例が引用する別表の占用料が変更となるため、条例の一部を改正する。

3 施行日

公布の日